

別添 1

学校施設の工事における環境衛生検査の濃度測定要領

1. 測定対象物質

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンとする。

2. 測定方法

測定は、パッシブ採取機器（別紙「ホルムアルデヒド、トルエン、パラジクロロベンゼン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン用パッシブ採取機器（サンプラー）一覧表」参照）を用いて、次の要領で行う。

(1) 30分間換気

測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開放し、30分間開放する。

(2) 5時間閉鎖

(1)の後、測定対象室のすべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分の扉は開放したままとする。

(3) 測定

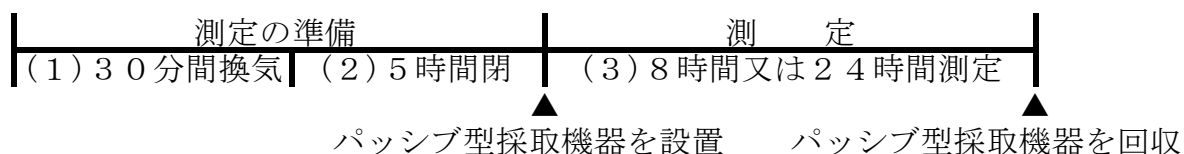
測定は次の①から③による。

① (2)の状態のままで測定する。

② 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。

なお、8時間測定の場合は、午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。

③ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。



注： ①②③において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

(4) 分析

測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。

3. 測定結果の報告

測定結果は、分析機関の発行する報告書に請負者の記名・押印をした書面を添付して、監督員に提出する。（書式任意）